

東京都知事 殿

申請日

年 月 日

実印

申請者

〒

住所

氏名

(印鑑証明書又は印鑑登録証明書に記載の住所を記入)

(印鑑証明書又は印鑑登録証明書に記載の氏名(法人は、法人名及び代表者職・氏名)を記入)

法人  
<申請> 番号個人  
<申請> 生年  
月日電話  
自宅・店舗  
携帯

**公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助金交付申請書 兼 記載情報等の誓約及び同意書**  
**《令和8年1-6月分》**

公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助金(以下「燃料費補助金」という。)の交付を受けたので、公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助要綱(令和4年10月27日付4生消生第344号、以下「要綱」という。)第7の規定に基づき、下記1のとおり、交付申請します。

また、この交付申請に当たり、下記2の事項について誓約及び同意いたします。

記

**1 燃料費補助金交付申請**

(1) 浴場名(営業許可証の名称及び所在地)

--	--

(2) 交付申請額(詳細は要綱別表参照)

A: 燃料費の実支払額(月額)(以下「燃料費(月額)」といふ。)

次の(ア)又は(イ)のいずれかを選択し、燃料費(月額)等を記入してください。

→  (ア)申請日の属する月又はその直近前月の燃料費(月額)

どちらかを選択

税込								円
内消費税								円
税抜								円

令和 年 月付  
支払(領収月)

【領収書等(写)添付必須】

 消費税を補助対象経費に  
含めて交付申請額を算定
 

※消費税を補助対象経費に含めて交付申請額を算定する場合は消費税確定申告書の写しを提出すること。(付表含む 過去1か年の直近の決算期間)(免税事業者を除く)

→  (イ)令和7年 月 日付 生消生第 号で交付決定を受けた際の燃料費(月額)

□税込							円	
□税抜								円

【領収書等(写)添付省略可】

B: 他自治体からの燃料費補助に相当する補助金額(申請時点で補助金額が確定しているもの)

							円	(自治体名: □区 □市)
--	--	--	--	--	--	--	---	------------------

C: A※-B計算の基礎となる1か月当たりの金額 ※A(ア)又はA(イ)

						円	(限度額 48,000 円/月)
--	--	--	--	--	--	---	------------------

D: 休業期間の有無(令和8年1月1日から令和8年6月30日までにおける1か月以上の休業)

□無	・	□有	(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
----	---	----	------------------------

E: C[限度額 48,000 円/月] × (6か月 - Dの休業月数) 交付申請額(千円未満切捨て)

						円	(限度額 288,000 円)
--	--	--	--	--	--	---	-----------------

※補助金交付額は令和8年1-3月分及び4-6月分のそれぞれの補助対象期間ごとに、その営業月数の比に応じて按分する。(詳細は要綱別表のとおり)

(3) 添付書類(詳細は要綱第7の規定を参照) 別添のとおり

裏面もあります

◆修正ペン・修正テープは使用しないでください(使用不可)。

◆誤字や誤記は、訂正印(二重線の上に実印押印)により訂正してください。

## 2 誓約及び同意事項

次の（1）から（6）までの事項に違反又は相違があり、要綱第10の規定により燃料費補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、要綱第14の規定に基づき補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

### （1）1 燃料費補助金交付申請に記載した情報等について

- ア 申請者は、申請日現在において、1に記載した情報が事実と相違がないことを誓約します。
- イ 知事が必要と認めた場合には、1（2）Bに記載された内容が事実であるか否かの確認（正確な額の把握を含む。）のため、この申請に係る公衆浴場が所在する行政庁（区役所又は市役所）へ照会がなされることに同意いたします。
- ウ 当該行政庁からの求めがあった場合には、次の書類を当該行政庁へ提供することに同意いたします。
- （ア）要綱第8 1の規定に基づく補助金交付決定書（別記第2号様式）又は通知書（別記第3号様式）の写し
- （イ）要綱第10 2の規定に基づく交付決定取消通知書（別記第4号様式）の写し
- （ウ）要綱第12の規定に基づく補助金額確定書（別記第6号様式）の写し

### （2）経営継続期間（要綱第4 1（1））について

ア 補助事業に係る公衆浴場は、燃料費補助金の申請日から令和8年6月30日まで経営を継続することをここに誓約します。

イ アの期間内に補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止又は休業しようとするときは、速やかに廃業届（第8号様式）又は休業届（第9号様式）を提出します。

### （3）納税状況（要綱第4 1（2））について

ア 申請者は、申請日現在において、事業税及び都民税を現に滞納していないことを誓約します。

イ 知事が必要と認めた場合には、燃料費補助金の交付の決定に必要な範囲で、事業税の納税状況を照会し確認することに同意いたします。

### （4）営業許可書の情報（要綱第7 2（2））について

申請者は、直近の燃料費補助金交付申請時から今回の燃料費補助金申請日までの間に、営業許可書の情報（施設の名称や経営者等）に変更がないことを誓約します。

### （5）印鑑証明書の情報（要綱第7 2（3））について

申請者は、直近の燃料費補助金交付申請時から今回の燃料費補助金申請日までの間に、印鑑証明書の情報（氏名や住所、印影等）に変更がないことをここに誓約いたします。

### （6）暴力団員等（要綱第4 2）への非該当について

ア 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、要綱第4 2に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

イ 知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。※「暴力団員等」とは、以下の者をいう。

※「暴力団員等」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 3 その他特記事項

--